

# 介護老人保健施設サンテラスながとみ (介護予防)通所リハビリテーション 運営規程

(運営規定設置の主旨)

## 第1条

医療法人健裕会が開設する介護老人保健施設サンテラスながとみにおいて実施する(介護予防)通所リハビリテーション(以下「当事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

## 第2条

当事業所は、要介護(要支援)状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、(介護予防)通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

## 第3条

1 当事業所では、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努め、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況 並びに、やむを得ない理由等を記録するものとする。当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「朗らか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。

5 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養

上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。

7 当事業所は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管する。

8 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則としてこれに応じる。ただし、利用者を扶養するもの及びその他の者（利用者の代理人を含む。）に対しては、利用者の承諾が得られた場合、その他必要と認められた場合に限りこれに応じる。

9 (介護予防)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を利用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### （施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 施設名	介護老人保健施設サンテラスながとみ
(2) 開設年月日	平成15年4月16日
(3) 所在地	大分県大分市西大道2丁目2番1号
(4) 電話番号	097-545-1718 FAX 097-546-4062
(5) 管理者名	永富裕文
(6) 介護保険指定番号	介護老人保健施設（4450180122号）
(7) 実施範囲	大分市内

#### （従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次の通りであり、必置数については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者1人を置く。
- (2) 医師1人以上を置く。
- (3) 看護職員1人以上、介護職員3人以上を置く。
- (4) 理学療法士又は作業療法士等1人以上を置く。
- (5) その他、栄養士又は管理栄養士1人以上、事務職員1人以上を置く。

#### （従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指導に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師等と共同して(介護予防)リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、(介護予防)リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理にあたる。
- (7) 事務職員は庶務・事務処理全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- (3) 休日が3日連続する場合は適当な日を開設し利用者の利便を図る。

(利用定員)

第8条

(介護予防)リハビリテーションの利用定員は、40人とする。

(通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの事業内容)

第9条

- 1 当事業所のサービスは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)リハビリテーション計画及び(介護予防)リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2. 当事業所の事業内容は、以下のとおりとする。
  - ① 事業所サービス計画の立案
  - ② 食事
  - ③ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする利用者には特別浴槽で対応）
  - ④ 医学的管理・看護
  - ⑤ 介護（退所時の支援も行う。）
  - ⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
  - ⑦ 相談援助サービス
  - ⑧ その他

(利用者負担の額及び受領)

第10条

- 1 事業所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるも

のとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。  
①施設サービスを提供した場合の利用者負担の額は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとする。

②食事の提供について攻勢労働大臣が定めた標準負担額。

2 食事その他の利用料は、別表に定めるとおりとする。

3 第1項第2号及び前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取り扱いとする。

（通常の事業の実施地域）

#### 第11条

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

大分市内（送迎距離及び時間等から総合的に判断する）

（身体の拘束及び虐待の防止等）

#### 第12条

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

#### 第14条

当事業者は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

#### 第15条

当事業者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たつての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をとっていただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9の規程に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービスの内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 利用中の飲酒・喫煙は禁止する。
- (3) 利用者の火気の取り扱いは禁止する。
- (4) 設備・備品の利用は、事前に職員に相談すること。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、事前に職員に相談すること。
- (6) 金銭・貴重品は、必要最低限の持ち込みとし、利用者自身で管理する。
- (7) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時の施設外での受診は、緊急時以外は原則として禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み」は禁止する。
- (9) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

## 第16条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 管理者は、防火管理者を選任するものとし、防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
  - (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
  - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の歳は、防火管理者が立ち会う。
  - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
    - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)
    - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
    - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

## 第17条

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

#### 第18条

- 1 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
- 2 当事業所は、利用者に対しサービスの提供等により賠償すべき事故（施設の瑕疵によるもの）が発生した場合は、利用者に対し速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。
- 4 当施設は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（苦情等の申し出）

#### 第19条

当事業所の利用者及びその家族は、当施設が提供する介護保険施設サービスに対する苦情等の解決については別に規定を設ける。

（職員の服務規律）

#### 第20条

当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第21条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ

るものとする。

(従業者の勤務条件)

第22条

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健裕会就業規則による。

(従業者の健康管理)

第23条

当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならぬ。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条

当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

加えて、利用者とそのご家族等から、職員が受ける全てのハラスメントに対し、施設内掲示による事前の注意喚起を行った上で、ハラスメント被害に対して、抗議と厳正な対応を行う。

3 通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する事項については、医療法人健裕会介護老人保健施設サンテラスながとみの役員会において定めるものとする。

## 第24条

介護老人保健施設サンテラスながとみは、その運営について、大分市暴力団排除条例(平成23年大分市条例第119号)第2条第2項に規程する暴力団及び同条例6号第1項に規程する暴力関係者の支配を受けてはならない。

附 則 この規定は、平成15年4月16日から施行する。

附 則 この規定は、平成15年11月1日から施行する。

(第11条の2 事故発生時の対応について)

附 則 この規定は、平成16年1月10日より施行する。

(第4条第1項(3) 平成16年1月10日より住居表示変更)

附 則 この規定は、平成16年11月15日より施行する。

附 則 この規定は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 この規定は、平成25年5月1日より施行する。

(第8条 通所リハビリの利用定員変更)

附 則 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(第11条虐待に関する事項、第16条苦情処理に関する事項

第24条暴力団に関する事項)

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(第8条利用定員、第10条利用者の負担額(別紙))

附 則 この規程は平成30年4月1日より施行する。

(第5条 従業者の職種・員数 第6条 従業者の職務内容)

附 則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

第3条 記録の保管期間、第5条 従業者の職種・員数、

第10条利用者の負担額(別紙)、第13条飲酒・喫煙

附 則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの運営規定を

別にせずに一つの運営規定として運用。(事業の目的 第2条)

(運営の方針 第3条)1、2、3、9(従業者の職種、員数 第5条)

(介護老人保健施設のサービス内容 第8条)

(身体の拘束及び虐待防止等 第12・13条)  
(非常災害対策及び業務継続計画の策定等 第16・17条)  
(職員の健康管理 第23条)  
(衛生管理 第24条)  
(守秘義務及び個人情報の保護 第25条)  
(その他運営に関する重要事項 第26条)

## 別 表

## その他の利用料金一覧表

## サンテラスながとみ

項目	内 容	利用料金(日額)	備 考
昼食代	施設が提供した お昼の食事代	500円	召し上がった 人のみ
おやつ代	施設が提供した おやつの代金	50円	召し上がった 人のみ
オムツ代	リハビリパンツ 尿取パット	80円/枚 20円/枚	利用者のみ
教養娯楽費 (クラブ費)	脳トレクラブ 書道クラブ	1回10円 1ヶ月200円	利用者のみ 利用者のみ
嗜好品費	コーヒー・砂糖 クリープ・紅茶 緑茶・麦茶等	30円/日	利用者のみ